

成年後見等開始申立必要書類(チェックリスト)

成年後見等開始の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足や不備がありますと、追加提出をお願いすることになりますので、よく確認の上、提出してください。

1 申立書類

<input type="checkbox"/> 診断書、鑑定連絡票、本人情報シート	申立てセット内の「診断書をご準備ください」との書面にしたがって、診断書、鑑定連絡票、本人情報シートを主治医、福祉関係者(ケアマネジャー、ケースワーカーなど)に作成を依頼してください。
<input type="checkbox"/> 申立書(後見・保佐・補助)	後見開始の申立ての際、名古屋市愛護手帳(判定1度・2度)、愛知県療育手帳(判定A)の交付を受けておられる本人の場合で、手帳のコピーの提出があれば、診断書、鑑定連絡票の提出は不要です(本人情報シートは提出してください。)。
<input type="checkbox"/> 申立事情説明書、親族関係図、親族の意見書、財産目録、(相続財産目録)、収支予定表	本人が相続を予定している場合は、財産目録のほか、相続財産目録も提出してください。
<input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書	

2 添付書類

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(全部事項証明書)	いずれも3か月以内のものを提出してください。 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
<input type="checkbox"/> 本人の	住民票(世帯)又は戸籍の附票	「登記されていないことの証明書」は、別紙「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項」を参考に、最寄りの法務局の本局で申請するか、東京法務局でお取り寄せください。
<input type="checkbox"/>	登記されていないことの証明書	「登記されていないことの証明申請書」に記載された証明事項については、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 候補者の	住民票(世帯)又は戸籍の附票	法務局への申請には、申立人の戸籍謄本等、本人と申請者との親族関係が分かる戸籍謄本が必要です。 名古屋法務局・戸籍課の問い合わせ先052-952-8111(代表)
<input type="checkbox"/> 申立人の	戸籍謄本等(※)	※本人と申立人との親族関係が分かるもの(本人の戸籍謄本等により分かる場合は不要)

本人の財産についての資料

<input type="checkbox"/> (不動産)	不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税評価証明書) ※売却を予定している不動産については、不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書の両方を提出してください。 ※固定資産税評価証明書については、物件及び不動産評価額の記載のある固定資産税納税通知書のコピーでも構いません。	不動産登記事項証明書は、法務局でお取り寄せください。 固定資産税評価証明書は、市町村役場税務課でお取り寄せください。
<input type="checkbox"/> (預金)	預貯金の通帳・証書のコピー(過去1年分のコピー)	コピーについては、「コピーの取り方」を参考にしてください(以下同じ)。
<input type="checkbox"/> (有価証券)	有価証券等のコピー又は証券会社発行の取引残高明細書のコピー	有価証券については、表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/> (保険)	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表裏全部をコピーしてください。
<input type="checkbox"/> (負債)	本人が債務者、連帯債務者、保証人、連帯保証人となっている負債について、その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば、金銭消費貸借契約書、住宅ローン契約書、保証書、返済計画一覧表などのコピー

本人の収支についての資料

<input type="checkbox"/> (収入)	年金・手当額通知書、確定申告書、給与明細書、配当金支払明細書等のコピー	本人の収入を示す資料のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/> (支出)	医療費や施設費の領収書(直近1か月分)、税金・社会保険の通知書(納付指示書)、請求書等のコピー	本人に関する支出を示す資料のコピーを提出してください。

従前から、金銭出納帳、家計簿等をつけている場合には、金銭出納帳、家計簿等のコピーも提出してください。

3 費用

<input type="checkbox"/> 収入印紙	各800円 後見(保佐・補助)開始 800円 同意権付与・代理権付与 各800円	(例)後見開始の場合、800円 保佐開始、代理権付与の申立ての場合、1600円 補助開始、同意権付与、代理権付与の申立ての場合、2400円
<input type="checkbox"/> 収入印紙	2600円	登記嘱託費用となります(上記の収入印紙とは別に必要になります。)。
<input type="checkbox"/> 郵便切手	500円 × 2枚 (+2枚) 320円 × 3枚 100円 × 1枚 84円 × 10枚 (+1枚) 50円 × 1枚 10円 × 14枚 5円 × 3枚 (+1枚) 2円 × 5枚 ※()内は保佐又は補助開始の場合	審理中の通信費用となります(不足の場合、追加をお願いすることがあります。)。
<input type="checkbox"/> 現金	5万円程度(精神鑑定を行う場合のみ)	後見開始、保佐開始の審判をする上で鑑定料が必要となる場合があります(鑑定金額は、事案により、更に高額(又は低額)になる場合があります。あらかじめ御了承ください。)。

4 その他

<input type="checkbox"/> 印鑑	(認印で可。申立書に押印したものを持参してください。)
-----------------------------	-----------------------------